

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年11月4日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500091号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1500040号

第1 結論

昭和61年12月から昭和62年9月までの請求期間及び昭和63年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年12月から昭和62年9月まで
② 昭和63年1月から同年3月まで

請求期間①及び②について、A市B区役所又はC市D区役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、それぞれの区役所の窓口で国民年金保険料を納付した。また、夫の住所と同一になった後は、夫の分と一緒に納付した記憶があるにもかかわらず、いずれの期間も未納期間とされているので、国民年金の保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、請求者は、昭和61年12月に会社を退職した直後にA市B区役所又はC市D区役所の窓口で国民年金の加入手続きを行ったと陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者の昭和61年12月16日の国民年金被保険者資格取得に係る処理日は、平成元年11月14日となっていることから、当該処理日時点では、請求期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間であったと考えられる。

請求期間②については、請求者は、C市D区役所の窓口で納付したと陳述しているところ、前述の処理日時点では、過年度による納付が可能な期間であるが、C市は、過年度の国民年金保険料を窓口で収納することはない旨回答しており、請求者の陳述内容を裏付けることができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで調査を行ったが、A市B区及びC市D区において、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500168 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500077 号

第 1 結論

昭和 42 年 4 月 19 日から昭和 45 年 7 月 31 日までの期間について、請求者の A 社 B 事業所における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

昭和 48 年 8 月 1 日から昭和 53 年 12 月 25 日までの期間について、請求者の C 社 (現在は D 社) における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 19 日から昭和 45 年 7 月 31 日まで
② 昭和 48 年 8 月 1 日から昭和 53 年 12 月 25 日まで

私は、請求期間①において、A 社 B 事業所に勤務し、請求期間②において、C 社に勤務していた。A 社 B 事業所では、12 万 7,000 円から 13 万 8,000 円の給与の支給を受け、C 社では、15 万 5,000 円から 21 万円の給与の支給を受けていたと記憶している。

国の記録では、請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、実際に支給されていた給与支給額より低額の記録とされているので、請求期間当時の支給額に相当する標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A 社 B 事業所に勤務していた期間における給与額が 12 万 7,000 円から 13 万 8,000 円ほどであったとして、標準報酬月額の記録を訂正してほしいと主張している。

しかしながら、A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間①に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の標準報酬月額と請求者に係る標準報酬月額を比較したところ、請求者の標準報酬月額のみが低額で記録されている事情は見当たらない上、請求者の標準報酬月額に係る記録が遡及して訂正されるなどの不自然な形跡も見受けられない。

また、前述の同僚のうちの一人から提出された昭和 42 年 8 月から昭和 45 年 12 月までの期間における複数枚の給与明細書によると、給与支給額に見合う標準報酬月額は、当時の標準報酬月額に概ね相応する額である上、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間①に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、A 社 B 事業所は、当該期間当時の賃金台帳、厚生年金保険の届出等に係る関連資料は保管していない旨回答しており、請求者の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

2 請求期間②について、請求者は、C 社に勤務していた期間における給与額は、15 万 5,000 円から 21 万円ほどであったとして、標準報酬月額の記録を訂正してほしいと主張している。

しかしながら、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の標準報酬月額と請求者に係る標準報酬月額を比較したところ、請求者の標準報酬月額のみが低額で記録されている事情は見当たらない上、請求者の標準報酬月額に係る記録が遡及して訂正されるなどの不自然な形跡も見受けられない。

また、前述の同僚のうちの二人から提出された昭和48年7月から昭和53年5月の期間における複数枚の給与明細書によると、給与支給額に見合う標準報酬月額は、当時の標準報酬月額に概ね相応する額である上、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることがそれぞれ確認できる。

さらに、C社の企業年金基金を取り扱うE企業年金基金から提出された請求者に係る同基金加入員台帳によると、厚生年金基金の標準報酬月額の記録は、請求期間②において、前述の被保険者名簿における標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる。

加えて、C社の健康保険を取り扱うF健康保険組合から提出された請求期間②のうち昭和50年10月から昭和53年10月までの期間における資料によると、健康保険組合の標準報酬月額の記録は、同期間において、前述の被保険者名簿における標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる。

また、請求者は、請求期間②に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、D社は、当該期間当時の賃金台帳、厚生年金保険の届出等に係る関連資料は保管していない旨回答しており、請求者の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

- 3 このほか、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。